

総会における議決権行使書及び委任状の取扱

(全シ協 シルバー人材センター事業に関する Q&A 抜粋)

(質問)

公益社団法人（連合会やセンター）の総会における会員の「書面による議決権の行使」等についてお尋ねします。

書面による議決権行使を認める総会で、会員が議決権行使書面を提出した場合において、なお委任状を提出した場合（代理人によって議決権を行使した場合）や、なお実際に総会に出席した場合など、総会の議決権の行使を多重に行った場合、それぞれの議決権の行使の有効性は、どのように整理されますか。

(回答)

書面による議決権行使は、総会に「出席しない」会員が行使することができるものです（法人法 38 条 1 項 3 号）。したがって、議決権行使書面を提出しているにもかかわらず、更に実際に総会に出席して議決権を行使した場合には、当該議決権行使書面は無効となると考えられます。

書面による議決権を行使した会員が、更に代理人による議決権の行使したケースも同様であり、書面による議決権の行使は無効になると解されます（委任状が有効）。出席＞委任状＞行使書

(質問)

では、会員が委任状を提出し代理人による議決権を行使しているケースで、更に実際に総会に出席（総会会場に出席し、議決権を行使）した場合はどうなるのでしょうか。

(回答)

この場合、総会出席による議決権の行使が有効となり、委任状は無効になると考えられます。

(補足)

「書面による議決権行使」は、法律上も会員に常に認められている権利ではなく、理事会決議によって決められるもので（同 38 条 1 項 3 号）、これは、会員が総会に「出席できない」場合に、会員の意思を少しでも法人運営に反映させるために採用される「代替的な手段」であるということを意味します。

一方、「代理人による議決権行使」（委任状）は、理事会決議によることなく、法律上、会員（社員）に当然に認められるものです

（法人法 50 条）。要するに、会員が書面で議決権を行使できる場合でも、代理人による議決権行使もできるし、もちろん実際に総会に出席して議決権を行使することもできます。